News Release

平成 30 年 5 月 1 日

各位

株式会社　東北銀行

盛岡市の空き家対策をサポートするための

住宅金融支援機構と連携した取り組みについて

株式会社東北銀行（取締役頭取　村上 尚登）は、盛岡市と独立行政法人住宅金融支援機構東北支店とが締結した協定（「フラット 35 地域活性化型」及び「盛岡市空き家等改修事業補助金」に係る相互協力に関する協定）に対する側面支援を下記の通り実施いたします。

盛岡市の地域活性化を図るため、空き家等の改修を行い居住することを目的にフラット 35 をお申込みいただいたお客様に対し、手数料を引き下げするサービスをご提供いたします。

東北銀行は、今後もお客さまのニーズにお応えできるよう、様々なサービスを提供してまいります。

記

1.　サービスの内容

(1) 対象者

空き家等の改修を行い居住することを目的にフラット 35 をお申込みいただいたお客様

(2) 適用手数料

融資額の 1.08%（通常：融資額の 1.89%）

2.　取扱開始日

平成 30 年 5 月 1 日（火）

以上

【本件に関するお問い合わせ】
支店統括部（担当：梅津）
電話番号：019-651-6161

東北銀行
〒020-0023 盛岡市内丸 3 番 1 号
電話番号　019-651-6161
F A X　019-653-1291
ホームページ　http://www.tohoku-bank.co.jp